

(様式1)

審査基準（申請に対する処分関係）

| 担当課<br>男女参画・子<br>育て支援課 | 検索番号         | 1-3 |
|------------------------|--------------|-----|
| 法令名<br>児童福祉法           | 根拠条項<br>47-1 |     |
| 許認可等<br>児童の縁組の承諾       |              |     |

(根拠規定)

児童福祉法第47条第1項

[児童福祉施設の長の親権]

第47条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。但し、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、命令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

児童福祉法施行令第39条

[縁組承諾許可の申請]

第39条 法第47条第1項ただし書の規定により、児童福祉施設の長が、縁組の承諾をしようとするときは、次に掲げる事項を具し、当該児童につき判定をした児童相談所長を経て、措置を採った都道府県の知事に、許可の申請をしなければならない。

- 一 養子にしようとする者の本籍、住所、氏名、年令及び性別
- 二 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令及び職業
- 三 前号の者の家庭の状況
- 四 縁組を適当とする理由
- 五 第一号及び第二号の者の戸籍謄本
- 六 その他必要と認める事項

② 都道府県知事は、前項の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許諾の決定を行い、且つ、その旨を書面をもって通知しなければならない。

(許認可等の基準)

愛媛県里親等家庭養育運営要領（平成12年4月1日付け児第1647号保健福祉部長通知）

第2章 養子縁組

第1 養子制度の意義

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない児童又は家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつその児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図ることである。

(その他)